

長浜市立湖北病院職員を募集します (平成28年7月1日採用予定)

職 種	採用予定人員	受験資格	試験日
視能訓練士	1人	昭和60年7月2日以降に生まれ、視能訓練士法(昭和46年法律第64号)による視能訓練士の免許を有する人で、長浜市内又は近接地に居住でき、夜間等の緊急呼び出しに容易に応じられる人	5月21日(土) ※受付9時00分～

【申込受付期限】 5月13日(金)※当日消印有効

【試験会場】 長浜市立湖北病院

受験申込書は担当課にあります。また、病院ホームページからダウンロードすることもできます。

受験申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「視能訓練士職受験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒(120円切手を貼付して宛先・郵便番号明記)を同封して、右記まで送付してください。

問合せ・申込先

長浜市病院事業職員選考委員会
(長浜市立湖北病院管理課内)
〒526-0493 木之本町黒田1221
(☎82-6143 <直通>)

平成28・29年度の後期高齢者医療制度の保険料率改定等をお知らせします

☎保険医療課(☎65-6527)
滋賀県後期高齢者医療広域連合
(☎077-522-3013)

高齢化の進展や医療の高度化などにより医療費は年々増加しています。

医療費に見合う保険料収入を確保し、制度の健全な運営を維持するため、4月1日から保険料率を改定します。ご理解いただきますようお願いいたします。

●平成28・29年度の保険料率(年額)

区 分	保険料率	
	現行 (平成26・27年度)	改定後 (平成28・29年度)
被保険者均等割	44,886円	45,242円
所得割率	8.73%	8.94%

※年間保険料の上限額(57万円)は変更ありません。

※「所得割率」の計算方法…総所得金額等から基礎控除の33万円を差し引いた金額×上記の割合

●保険料均等割額の軽減範囲が拡大されます

■均等割額が2割軽減される人

被保険者と世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない人

≪改正前≫「基礎控除額(33万円)」+「47万円×世帯の被保険者数」

≪改正後≫「基礎控除額(33万円)」+「48万円×世帯の被保険者数」

■均等割額が5割軽減される人

被保険者と世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない人

≪改正前≫「基礎控除額(33万円)」+「26万円×世帯の被保険者数」

≪改正後≫「基礎控除額(33万円)」+「26.5万円×世帯の被保険者数」

平成28年度保険料額は、7月に郵便でお知らせします。広域連合のホームページで保険料額の試算ができます。
(http://www.shigakouiki.jp/seido/seido_05-03.html)

入院時食事代の標準負担額が変わります(4月1日から)

現行260円/1食⇒360円/1食

※住民税非課税世帯の人、指定難病患者の人、療養病床に入院した場合に居住費負担が必要となる人については、変更ありません。

地域密着型サービス施設整備運営事業者を募集します

☎高齢福祉介護課(☎65-7789)

介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス事業所の整備を進めています。平成28年度(一部のサービスは平成29年度)に整備を行う事業者を募集します。

応募手続きについては、事前に電話で担当課まで予約のうえお越しください。

【募集期間】 4月6日(水)～28日(木)

【受付時間】 平日9時～16時30分

【窓 口】 高齢福祉介護課(東館1階)

募集事業(サービス)	募集数	定員	整備年度	圏域設定等
(介護予防)認知症対応型通所介護	1	12人以下	平成28年度	神照郷里、びわ、虎姫、木之本のいずれかの圏域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	—	平成28年度～平成29年度	長浜市全域
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	2	29人以下		神照郷里、浅井、びわ、高月、余呉のいずれかの圏域
看護小規模多機能型居宅介護	1			長浜市全域

しょうがいのある人に対する軽自動車税の減免申請を受付けます

☎税務課(☎65-6508)

受付期間 5月6日(金)～31日(火)

4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車・二輪の小型自動車等の所有者として登録している次の①または②に該当する人は、軽自動車税の減免を受けることができます。

- ①身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受け、そのしょうがいの程度が減免を受けられる要件に該当する人
- ②しょうがいの程度が減免を受けられる要件に該当する満18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた人、または療育手帳、精神障害者福祉手帳のいずれかの交付を受けた人と生計をともにする人

●新規に軽自動車税の減免を申請する人

所有者・運転者・使用目的などの要件、必要書類などがありますので、事前に担当課または市ホームページでご確認ください。また適用は1人につき1台のため、普通車で自動車税の減免を受けられている場合は、軽自動車税の減免対象にはなりません。

●昨年輕自動車税の減免を受けている人

5月2日(月)に継続申請の案内を送付しますのでご確認ください。

※軽自動車税納税通知書が届いても、減免の承認通知が届くまでは納付せず、保管してください。

減免が受けられる範囲については、一定の要件があります。詳しくは担当課まで。